

当ＪＡに新規法人口座開設を申し込まれるお客さまへ

当ＪＡでは、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者にＪＡをご利用いただくため、法人のお客様の口座開設に際しては、2025 年 11 月以降下記のとおり対応させていただきます。

記

1. 当ＪＡの事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当ＪＡの事業エリアは北海道枝幸郡枝幸町でございます。
2. 口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに２週間～１カ月間程度お時間をいただく場合がございます。
3. 審査のためお持ちいただくものは次のとおりです。口座開設の際は改めてご来店いただき、当ＪＡ所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。
 - ・登記事項全部証明書（発行から６か月以内の原本）
 - ・印鑑証明書（発行から６か月以内の原本）
 - ・法人代表者様および取引担当者様の公的な本人確認書類
 - ・法人の代表権を持たれていない方「取引担当者様等」が手続を行う場合、法人から口座開設を委任されていることを委任状等により確認させていただきます。
 - ・法人代表者様、または実質的支配者様が外国籍の場合は、該当の外国籍の方の在留カード両面の写しをいただきます。
 - ・事業の実施自体に各行政機関等の許認可・届出・登録等が必要な業種の場合は完了済であることを確認できる資料（写し可） ※注１
 - ・会社案内・パンフレット・決算書類等（新規設立の場合事業計画書） ※注１
 - ・当開設口座利用による取引予定先に対する提案書・見積書・契約書等 ※注１
 - ・定款（写し可その場合原本証明付き） ※注１
 - ・上記審査の過程で、追加書類のご提示をお願いする場合がございます。
 - ・前項追加の書類をご提示いただけない場合や、審査の結果によっては、口座開設をお断わりする場合がございます。

※注１ 以下の（１）（２）に該当する口座開設者様については、当ＪＡと関連があり事業実態について把握が容易であるため、当該書類の提出を不要とします。

- （１）当ＪＡの法人格を有する組合員かつ農業に携わる生産者である。
- （２）当ＪＡ事業エリア内に「本社」または「営業所等」を有し、当ＪＡと継続的取引契約を締結済みで、専ら当ＪＡとの取引を目的とする口座を開設する法人様。

4.「3.」によりご提出いただいた書類に基づき、口座開設目的や事業内容、実質的支配者、その他についてお尋ねします。

・主たる事業は何か、また謄本に記載されている事業目的の内容についてご説明願います。

・下記（１）～（３）の何れかに該当する実質的支配者についてご説明願います。

（１） 決議権の５０％超を直接または間接的に保有するなど支配的な影響を有すると認められる個人の方（１名）の氏名・住所・生年月日・法人との関係等。

（２） 前項（１）に該当する方がいない場合、決議権の２５％超を直接または間接的に保有するなど支配的な影響を有すると認められる個人の方全員（最大３名）の氏名・住所・生年月日・法人との関係等。

（３） 前項（１）・（２）の何れにも該当する方がいない場合、または資本多数決法人以外の法人の方は、法人を代表する個人の方の氏名・住所・生年月日等。

以上

宗谷南農業協同組合
(2025 年 11 月 28 日現在)